

情報通信審議会 情報通信技術分科会（第78回）議事概要

1 日時 平成23年5月17日（火） 14時00分～15時30分

2 場所 総務省第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

坂内 正夫（分科会長）、徳田 英幸（分科会長代理）、相澤 彰子、相田 仁、
青木 節子、荒川 薫、伊東 晋、近藤 則子、鈴木 陽一、高橋 伸子、
服部 武、広崎 膳太郎、前田 香織

（以上13名）

（2）専門委員（敬称略）

安藤 真、藤原 修

（以上2名）

（3）総務省

（情報通信国際戦略局）

久保田総括審議官、竹内技術政策課長

（情報流通常行政局）

田中情報流通常行政局長、稻田官房審議官、田中放送技術課長、

坂中地域放送推進室企画官

（総合通信基盤局）

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、前川基盤局総務課長、

川崎基幹通信課長、田原移動通信課長、山田電波環境課長

（4）事務局

白川情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長

4 議 題

答申事項

(1)「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」のうち「地上デジタルテレビジョン放送等の安全・信頼性に関する技術的条件」について【平成22年12月21日付け 諮問第2031号】

審議の結果、本技術的条件について一部答申を行った。

【内容】

本件は、地デジやラジオ等の放送ができる限り停波しないようにするためには、どのような観点で放送設備を構築されていることが適當かということを審議してきたもの。

(2)「携帯電話等の周波数有効利用方策」のうち「900MHz帯を使用する移動通信システムの技術的条件」及び「携帯無線通信の中継を行う無線局の技術的条件」について【平成7年7月24日付け 電気通信技術審議会諮問第81号】

審議の結果、本技術的条件について一部答申を行った。

【内容】

本件は、地上テレビジョン放送のデジタル化及び第2世代携帯電話のサービス終了に伴う周波数再編により700MHz帯と900MHz帯の一部が移動通信システムに使用可能となる状況を受け、このうち900MHz帯を使用する移動通信システムの技術的条件と、携帯無線通信の中継を行う無線局の技術的条件について、審議を行ったもの。

(3)「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「80GHz帯高速無線伝送システムの技術的条件」について【平成14年9月30日付け 諮問第2009号】

審議の結果、本技術的条件について一部答申を行った。

【内容】

本件は、国内では未だ利用の進んでいない、80GHz帯を使用し、1Gbps以上の伝送速度を実現するシステムの技術的条件について審議を進めってきたもの。

(4) 「局所吸収指針の在り方」について【平成21年7月28日付け 諒問第2030号】

審議の結果、本件について答申を行った。

【内容】

本件は、携帯電話端末など体に近づけて使用する無線機器に対する安全基準である局所吸収指針について、現行では適用範囲を3GHzまでとしているところを、今後、無線LANや第4世代携帯電話等により3GHz以上の周波数帯の利用が進展することを見据え、その上限周波数を3GHzから6GHzに変更するなど、局所吸収指針の適用範囲を拡張することについて審議を進めてきたもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

担当：総務省 情報通信国際戦略局 管理室 調整係 猪飼、吉原
電話 03-5253-5957
FAX 03-5253-5945
メール johotsushin-shingikai_●_soumu.go.jp

※迷惑メール防止対策をしているため、_●_をアットマークに置き換えてください。